

いつまでも安心して
自分らしく暮らせるまち 日野

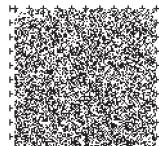
第4期日野市高齢者福祉総合計画

令和3年度～令和5年度

概要版



令和3年3月
日野市



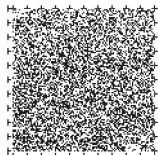
日野市高齢者憲章

(平成 29 年 1 月 1 日制定)

わたくしたち日野市民は、日野市民憲章の趣旨を大切にしたまちづくりを進めて参ります。

高齢化が進む中、意欲と経験のある高齢者は、社会の大切な担い手として活躍し、支えの必要な高齢者は、周囲の人々や社会がしっかり支え、全ての高齢者がいつまでも健康で明るく幸せにくらしていけることを願って、この高齢者憲章を定めます。

- 1 全ての市民は、長く社会につとめた先輩として、高齢者を敬愛します。
- 2 高齢者は、家庭及び地域や社会の一員として、共に支え合います。
- 3 高齢者は、家庭及び地域や社会により、健康と明るいくらいが守られます。
- 4 高齢者は、知識や能力を活かして社会で活躍し、知恵や経験を次の世代に伝えます。
- 5 高齢者には、健康維持と生きがいをつくるため、社会参加の道が開かれます。



1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の目的

この計画は、日野市の高齢者福祉施策の基本的な考え方を示し、併せて施策実現のために策定するものです。

計画自体は令和5年度（2023年度）までの計画ですが、団塊世代が後期高齢者の仲間入りをする令和7年度（2025年度）、更には、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度（2040年度）を見据えた計画となっています。

(2) 法的根拠

この計画は、それぞれの施策について、次の法的根拠に基づき策定します。

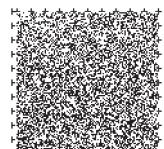
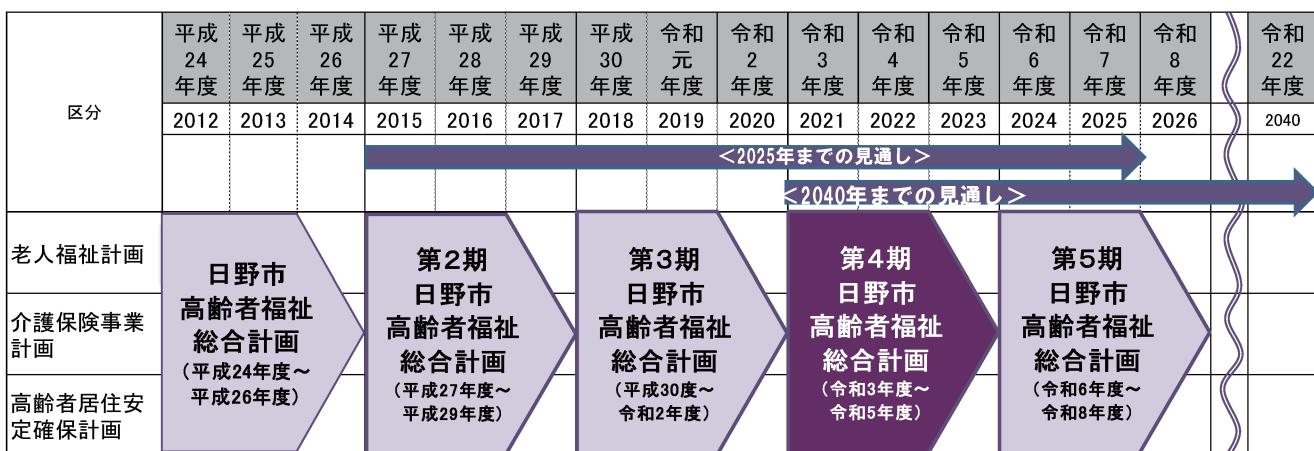
- ・老人福祉計画・・・・・・老人福祉法 第20条の8 第1項
- ・介護保険事業計画・・・・介護保険法 第117条 第1項
- ・高齢者居住安定確保計画・・高齢者の居住の安定確保に関する法律 第3条 第1項

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3か年です。

団塊世代が後期高齢者の仲間入りをする令和7年度（2025年度）および団塊世代ジュニア世代が高齢者に達する令和22年度（2040年度）を見据えた中・長期的な視野に立った計画とします。

計画の最終年度の令和5年度（2023年度）に見直しを行い、令和6年度（2024年度）を始期とする次期計画を策定する予定です。

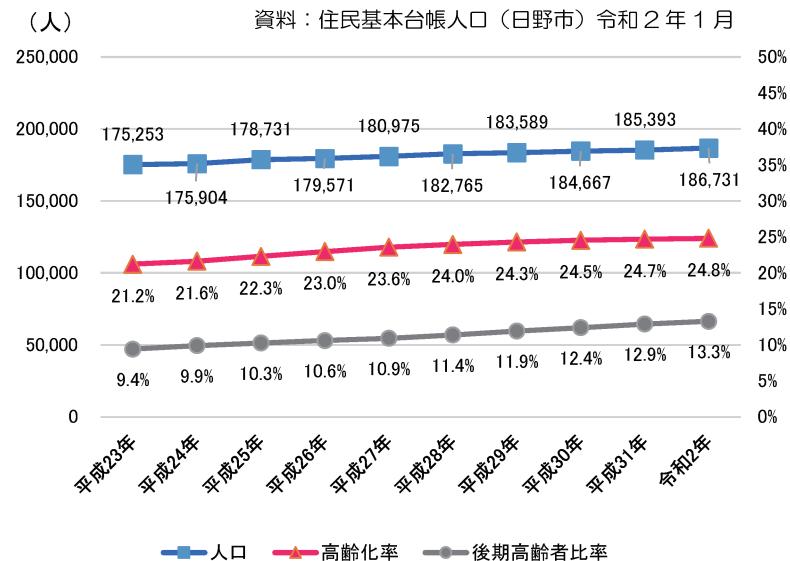


2 高齢者を取り巻く状況

人口と高齢化率の推移

日野市の人口動態を見ると、月により変動はありますが、年単位では人口は増加傾向であり、令和2年(2020年)7月の住民基本台帳人口で187,039人となっています。

一方、人口構成を見ると、令和2年(2020年)1月では高齢化率が24.8%、75歳以上の人口比率が13.3%と、高齢化率・75歳以上の人口比率はともに上昇傾向です。



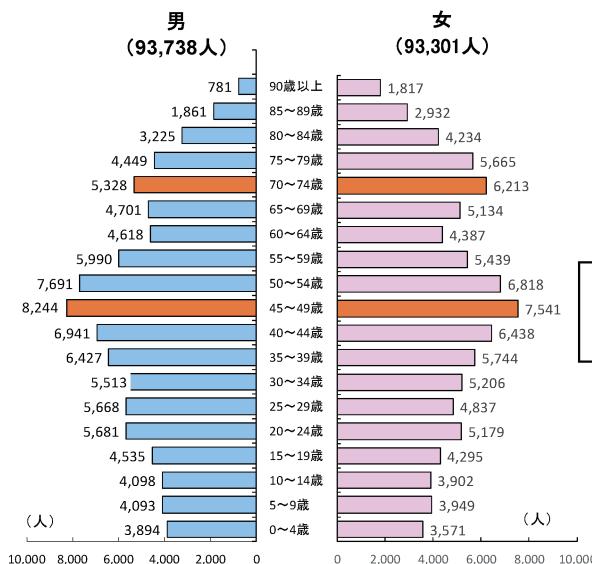
資料：総務省『国勢調査報告』

将来人口

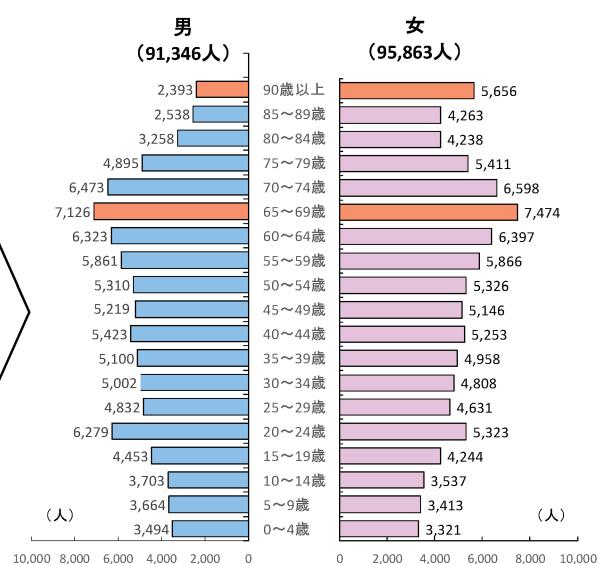
本項目は、国立社会保障・人口問題研究所で平成30年(2018年)に実施された将来人口推計の日野市の結果になります。

令和22年(2040年)推計を見ると、団塊ジュニア世代が前期高齢者となり、高齢化率が34.1%、75歳以上が19.5%となります。

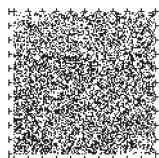
■5歳階級別人口ピラミッド（令和2年（2020年））



■5歳階級別人口ピラミッド（令和22年（2040年））

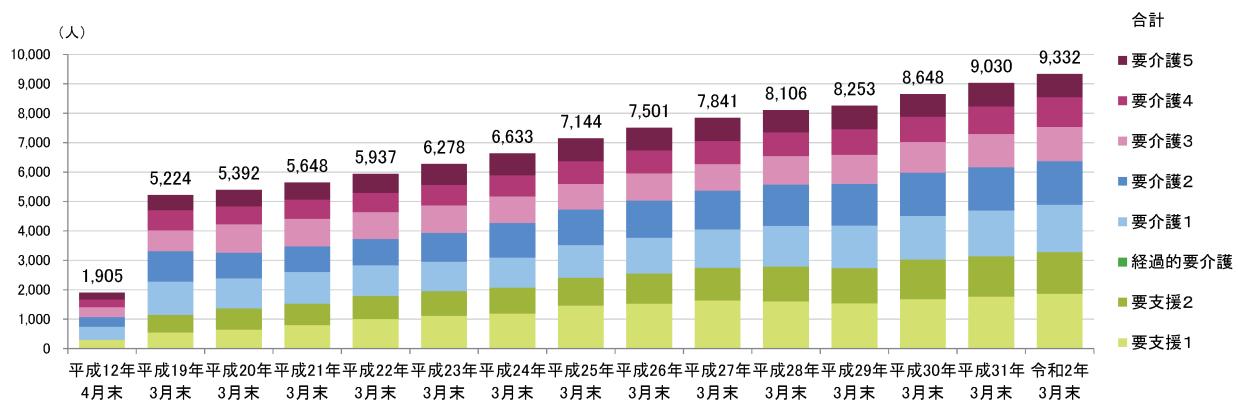


資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（日野市）令和2年7月



要介護（要支援）認定者数の推移

介護保険制度が始まった平成12年（2000年）4月と、令和2年（2020年）3月末を比較すると、第1号被保険者数は約2倍になっていますが、認定者数では4倍以上となっています。要介護（要支援）認定者数の推移をみると、要支援、要介護とも増加傾向となっています。

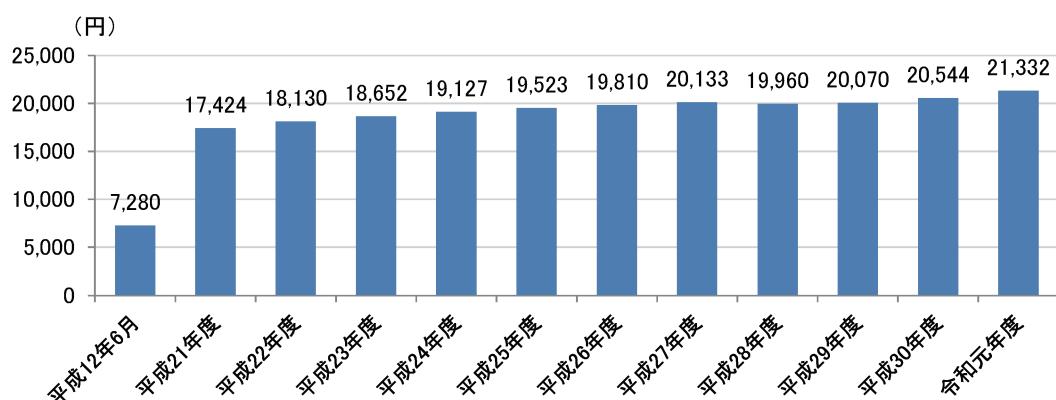


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度、2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

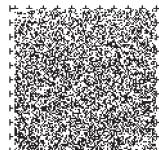
第1号被保険者一人あたり保険給付月額

第1号被保険者一人あたり保険給付月額は増加傾向にあり、令和元年度（2019年度）時点では21,332円と増加傾向となっています。今後、高齢化が進展することで、引き続き給付額の増加が進むことが予測されます。

なお、平成12年（2000年）6月と比較すると、第1号被保険者数が2倍になったのに対して、認定者数は4倍になったことから、一人あたりの保険給付額が大幅に増加しています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）各年3月末



3 日野市の高齢者福祉に関する6つの課題

日野市の課題については、「いつまでも安心して 自分らしく暮らせるまち 日野」が実現するために必要な事項として、以下の6つを選びました。

課題1 高齢者がいつまでも住み続けられる社会の実現

すべての高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと自分らしく生活を継続できるよう、地域包括支援センター等が核となり、地域全体での支援体制をより充実することで、地域共生社会の実現を図ることが必要です。

例えば 8050 問題のように、高齢者施策に関する課題と、障害者や貧困対策等、その他の福祉分野とが複合的にからみあう課題について、各分野の専門家が有機的な連携を図ることのできる仕組みづくりを、身近な生活圏でできるようにすることが必要です。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、多様な高齢者向け住宅が提供される環境づくりを行うほか、高齢者が住み続けられるまちづくりを推進していくことが必要です。

課題2 介護保険事業の充実と担い手の確保

日野市では、今後 75 歳以上の後期高齢者や、85 歳以上の高齢者がさらに増加することに伴い、介護需要は引き続き増加するものと見込まれます。

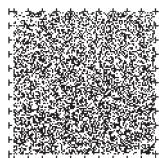
多様な介護サービスの提供を進めると同時に、介護の担い手となる人材を引き続き確保することで、さらに増加すると見込まれる介護需要に対応していくことが必要です。

できる限り自立した暮らしが営めるよう、介護予防の充実に努めていくことが大切です。

課題3 医療と介護のさらなる連携

在宅で住み続けたいと考える人に対して、関係機関との連携を図りながら、医療と介護が連携を図ることで、更なる在宅療養体制の充実を図ることが必要です。あわせて、市民への周知も課題となっています。

今後は、介護・医療従事者間での情報共有や連携強化を進めるとともに、医療機関同士等の連携による切れ目のない在宅介護・医療サービス提供の充実が求められています。



課題4 認知症高齢者と家族を支える仕組みの充実

認知症の方が適切な診断・対応を受けることができるよう、かかりつけ医と認知症サポート医及び認知症疾患医療センターとが連携し、早期診断・治療を実現するための周知啓発や体制の整備が求められています。

日野市では、地域における認知症高齢者の見守りや、家族介護者支援の取り組みを積極的に進めていますが、アンケートの結果をみると施策や制度を知らない方も多いため、今後より周知を図ることが必要です。

課題5 高齢者の積極的な参加による支え合いの促進

元気な高齢者については、サービスの受け手だけでなく担い手の役割を果たしていくことが必要です。高齢者で地域の担い手として地域活動に参加したい人の割合が、特に前期高齢者において高いのが特徴です。

高齢者が地域活動に参加したいと思ったときに、気軽に参加できるような仕組みづくりが課題となっています。

高齢で就労を希望する方が、希望をかなえることができるような仕組みの充実が必要です。

課題6 高齢者が安全で安心して暮らすことができる仕組みの構築

令和元年（2019年）10月の台風19号や、令和2年（2020年）の新型コロナウィルス感染症（COVID-19）の大規模な流行などにより、安全が脅かされるような事態が生じています。

災害に備えて、災害時に支援が必要な人の名簿の整備などを行っていますが、登録が進んでいないという課題があります。

市民だれもが災害などの問題に関心を高め、災害時においてどのような行動を行う方が良いのかを知ることで、一人ひとりが考え、行動できるようになること、災害や感染症などを想定して、各種の対策を講じていくことが求められています。



4 計画の基本的な考え方

(1) 日野市の目指すべき姿

近年の社会動向や、制度改正、日野市の状況を踏まえ、日野市の目指すべき姿は第3期の考え方を継承しつつ、より高齢者の尊厳に配慮して「いつまでも安心して 自分らしく暮らせるまち 日野」と設定します。

また、高齢者福祉施策を進めるための根幹となる考え方を示すものとして、3つの基本理念を設定しました。さらに、目指すべき姿を達成するため、6つの施策の柱を定め、柱ごとに具体的な取組みの内容と重点事業を位置づけています。

いつまでも安心して 自分らしく暮らせるまち 日野

(2) 基本理念

① 高齢者の尊厳の保持と自立した生活を支援します。

「尊厳の保持」「自立した日常生活」は、介護保険法第1条に記述されています。高齢になっても、介護が必要になっても、「自分の意思」で「自分らしく」暮らしていくことで、生活の満足度を高めていけるよう情報提供及びサービスの充実を図ります。

なお、「自分らしく暮らせる」とは、その人の身体状況や経済状況に関係なく、「このようにして生活したい」と思う生活ができる姿を目指しています。

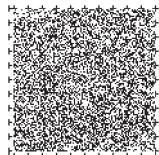
② 総合的な地域包括ケアシステムの充実を図ります。

地域包括ケアシステムについては、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」という5分野のサービスを一体的にとらえることで、総合的な視点から高齢者福祉施策を「漏れなく・無駄なく・垣根なく」展開します。

また、高齢者問題とその他の課題が複合的に関わる問題を主体的に対応できるよう総合的な地域包括ケアシステムの充実を図ることで、地域共生社会の実現を目指します。

③ 持続可能な支え合いの仕組みづくりを推進します。

高齢化がより一層進展する中、介護サービスやその他の地域生活支援サービスについて、年齢や立場に関係なく、高齢者をはじめとした誰もが我が事として捉え、担い手としても参加できる仕組みを整えるなど、持続可能な支え合いの仕組みづくりを進めます。あわせて、介護保険制度の健全な運用に努めます。



(3) 施策の柱

日野市の目指すべき姿を実現するため、施策の柱として 6 項目を定め、計画期間の中で、特に集中的・重点的に行うべき取組みを重点事業として位置づけます。

柱1：複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの構築

高齢者に関わる問題と、その他障がい者、子ども、貧困などが複合的に関わる課題に対応するため、複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。

あわせて、地域包括支援センターの充実を図るとともに、高齢者の方をはじめとして地域の方が介護や支援の「受け手」、「担い手」という概念にとらわれず、お互いが身近な地域で支え合い、いきいきと自立して生活できることを目指します。

【新規・重点事業】

- 1102 地域ケア会議の推進【重点】
- 1301 生活支援体制整備事業の実施【重点】
- 1303 高齢者見守り支援ネットワークの充実【重点】

柱2 介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実

介護人材の確保を図ることで、高齢者が、介護サービスや関連するサービスを利用したいと思うときに、適切なサービスを受けることができるようになります。また、介護保険事業サービスや、各種生活支援サービスの充実を図ります。

【新規・重点事業】

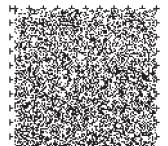
- 2101 介護人材確保事業の実施【重点】
- 2102 資格取得支援事業の実施【重点】
- 2201 介護予防・フレイル予防普及啓発事業【重点】
- 2202 地域介護予防活動支援事業の推進【重点】

柱3 医療と介護との有機的なネットワークの構築

医療と介護の有機的なネットワークを構築していくことで、必要なときに在宅医療と介護が連携できるような体制の充実を図ります。また、住み慣れた自宅等で人生の最終段階を過ごせることができるよう支援します。

【新規・重点事業】

該当なし



柱4：認知症や軽度認知障害（MCI）の当事者とその家族を支える仕組みの充実

認知症になっても、その人とその家族が必要な支援を受け、その人らしく生きられることを目指します。あわせて、だれもが認知症のことを知り、地域の担い手になることができるよう支援します。

また、令和元年（2019年）6月に認知症施策推進大綱が公表され、認知症施策推進大綱に沿った施策の推進及び若年性認知症の人への支援が明確化されました。今後ますます各関係機関と連携を取りながら、認知症支援の体制構築の推進が求められています。

【新規・重点事業】

- 4101 認知症の人と家族を支える機関との連携【重点】
- 4201 認知症サポーターの養成【重点】
- 4305 チームオレンジの設置【新規】【重点】
- 4306 認知症検診事業【新規】【重点】
- 4309 認知症かかりつけ医等の充実【重点】
- 4401 多摩若年性認知症総合支援センター等との連携【新規】
- 4402 企業向け認知症サポーターの養成【新規】

柱5：高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく過ごせるよう高齢者自身の取組みと高齢者を支えるサービスや仕組みの充実を目指します。

また、高齢者の権利擁護等についても引き続き推進します。

【新規・重点事業】

- 5102 日野人運動事業と地域介護予防活動支援事業（ひの筋体操等）との連携【重点】
- 5107 摂食嚥下機能支援の推進【重点】

柱6：高齢者の安心・安全の確保

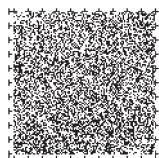
災害や感染症流行拡大などの非常時には、一人ひとりが考えて行動することが求められているため、行政は住民相互の支え合いや助け合いの仕組みを構築します。

また、感染症の流行が拡大したような場合には、感染症予防対策を周知徹底するとともに、介護サービスの利用控え等により発生する身体機能等の低下に伴うフレイル等の進行予防に努めます。

あわせて、身体機能等が低下しても、住み慣れた家で住み続けることができるよう、生活を支える周辺環境の充実を図ります。

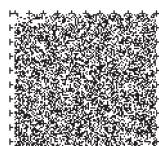
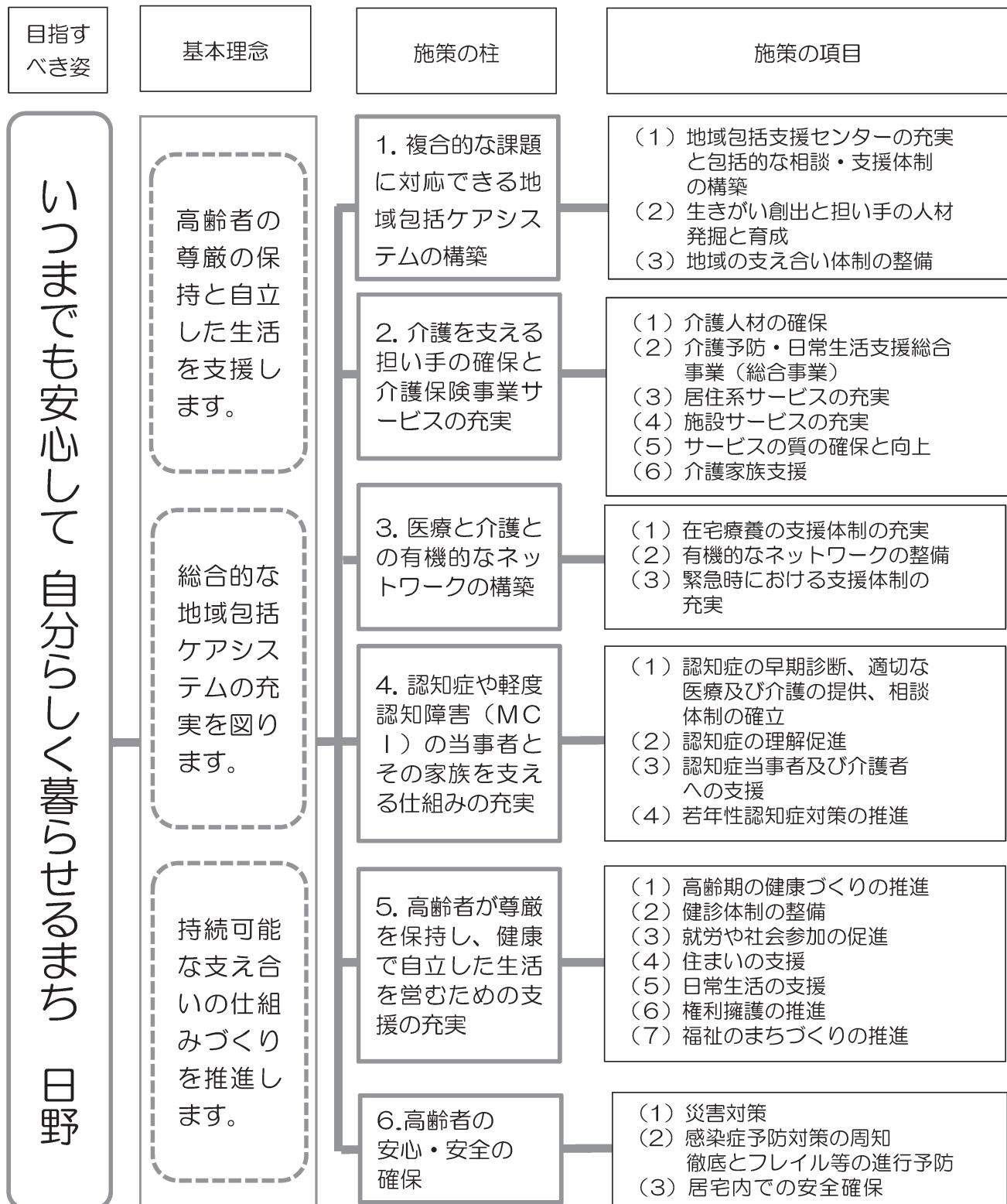
【新規・重点事業】

- 6204（2201の再掲） 介護予防・フレイル予防普及啓発事業【重点】



5 高齢者施策の体系

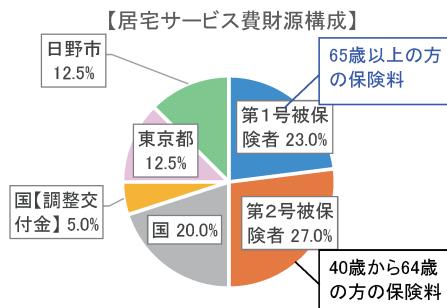
【施策体系図】



6 介護保険に関する財政見通し

(1) 介護保険財政の制度概要

介護保険に関する給付費は、サービスを利用するときの利用者負担分を除き、50%を介護保険料、50%を公費（国、都、日野市）で負担します。第1号被保険者の負担割合は、第8期では第7期と同様の23%となっています。



(2) 介護保険サービスの見込み量と給付費の推計

① 要介護（要支援）認定者数の推計

	第7期計画期間(実績値)			第8期計画期間(計画値)			令和7年度	令和22年度
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
第1号被保険者	8,681	9,004	9,270	9,707	10,219	10,684	11,505	15,130
65～74歳	982	968	971	984	935	885	814	1,286
75～84歳	3,489	3,575	3,554	3,605	3,789	3,968	4,178	3,619
85歳以上	4,210	4,461	4,745	5,118	5,495	5,831	6,513	10,225
第2号被保険者数	196	181	183	183	185	192	195	173
合計	8,877	9,185	9,453	9,890	10,404	10,876	11,700	15,303

② 介護サービスと介護予防サービスの給付費の推計

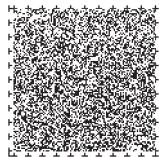
(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
合計	13,287,591	13,908,180	14,441,438	16,080,747	22,142,778
在宅サービス	6,522,519	7,020,766	7,451,511	7,590,813	10,403,328
居住系サービス	1,792,974	1,912,558	2,015,071	2,166,450	2,890,563
施設サービス	4,972,098	4,974,856	4,974,856	6,323,484	8,848,887

(3) 令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の標準給付費見込額

標準給付見込額の算出にあたっては、総給付費に加え、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費給付額、算定対象審査支払い手数料を合算した金額が、標準給付見込額になります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額	13,943,879,096	14,563,288,144	15,126,280,572	43,633,447,812
総給付費	13,287,591,000	13,908,180,000	14,441,438,000	41,637,209,000
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	242,955,342	228,348,727	238,722,295	710,026,364
特定入所者介護サービス費等給付額	294,736,797	310,054,766	324,121,073	928,912,636
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	51,781,455	81,706,039	85,398,778	218,886,272
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	354,712,656	365,092,700	381,655,921	1,101,461,277
高額介護サービス費等給付額	370,026,705	389,257,618	406,917,133	1,166,201,456
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	15,314,049	24,164,918	25,261,212	64,740,179
高額医療合算介護サービス費等給付額	44,490,938	46,803,207	48,926,536	140,220,681
算定対象審査支払手数料	14,129,160	14,863,510	15,537,820	44,530,490



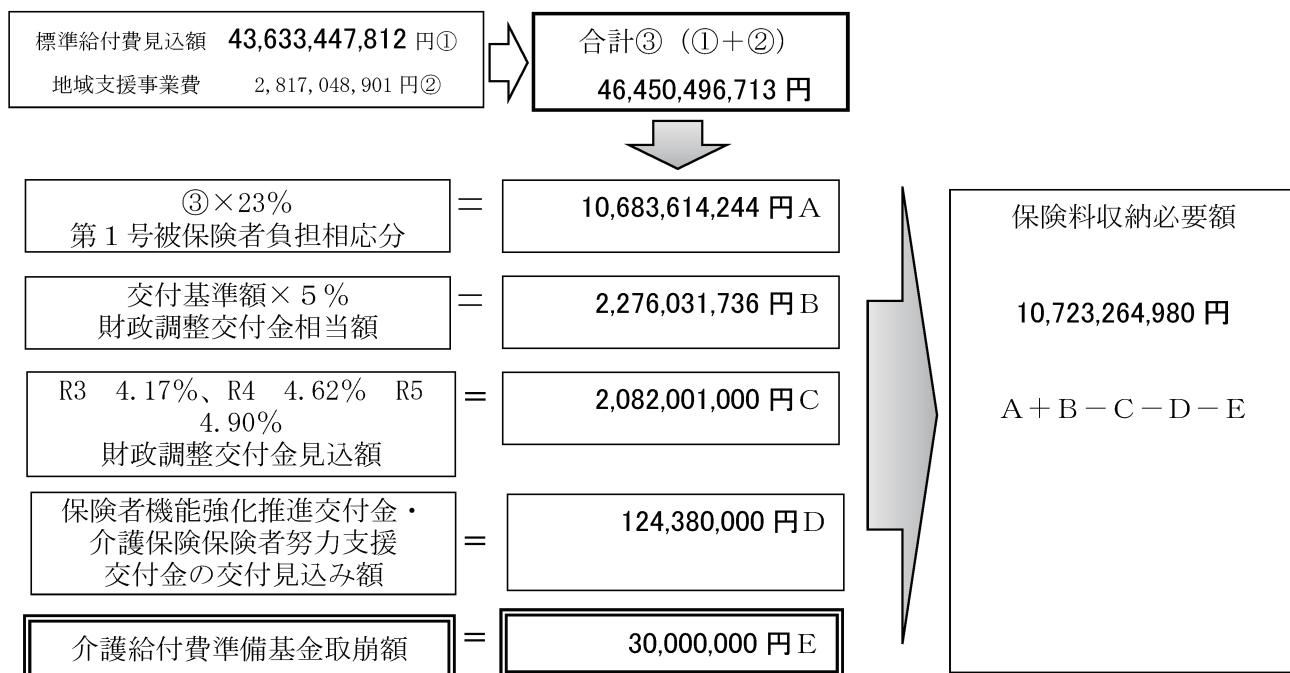
(4) 介護保険料の算出

標準給付費及び地域支援事業費見込み額をもとに、令和3年度（2021年度）からの介護保険料額を算出します。

① 介護保険料収納必要額の算定

令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）までの3年間における第1号被保険者が担う保険料収納必要額を算出します。

保険料収納必要額の算出プロセス



② 介護保険料基準額の算定

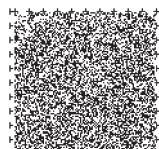
令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の3年間の介護保険料基準額を算出すると、次のようになります。

保険料賦課総額=10,821,742,839円（予定保険料収納率99.09%）

÷

補正第1号被保険者数（3年間147,473人）

年額 73,380円=(保険料賦課総額 10,821,742,839円÷補正第1号被保険者数 147,473人)
月額 6,115円=(年額 73,380円÷12月)



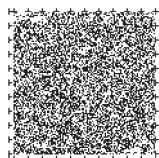
第8期介護保険事業計画の保険料見込額（令和3年4月1日～令和6年3月31日まで）

第8期				(参考)第7期			
所得段階区分	合計所得金額等	保険料率	保険料年額(月額)	所得段階区分	合計所得金額等	保険料率	保険料年額(月額)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入額(※1)+(合計所得金額(※2)-年金収入に係る所得(※3))の額が80万円以下	0.30	22,014円(1,835円)	第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が80万円以下	0.30	19,728円(1,644円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が80万円超120万円以下	0.50	36,690円(3,058円)	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が80万円超120万円以下	0.50	32,880円(2,740円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が120万円超	0.70	51,366円(4,281円)	第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が120万円超	0.70	46,032円(3,836円)
第4段階	世帯に住民税課税者有、本人非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が80万円以下	0.85	62,373円(5,198円)	第4段階	世帯に住民税課税者有、本人非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が80万円以下	0.85	55,896円(4,658円)
第5段階 (基準段階)	世帯に住民税課税の方がいて、本人非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が80万円超	1.00	73,380円(6,115円)	第5段階 (基準段階)	世帯に住民税課税の方がいて、本人非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が80万円超	1.00	65,760円(5,480円)
第6段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円未満	1.10	80,718円(6,727円)	第6段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円未満	1.10	72,336円(6,028円)
第7段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.25	91,725円(7,644円)	第7段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.25	82,200円(6,850円)
第8段階	本人住民税課税者 合計所得金額が190万円以上400万円未満	1.50	110,070円(9,173円)	第8段階	本人住民税課税者 合計所得金額が190万円以上400万円未満	1.50	98,640円(8,220円)
第9段階	本人住民税課税者 合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.65	121,077円(10,090円)	第9段階	本人住民税課税者 合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.65	108,504円(9,042円)
第10段階	本人住民税課税者 合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.80	132,084円(11,007円)	第10段階	本人住民税課税者 合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.80	118,368円(9,864円)
第11段階	本人住民税課税者 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.00	146,760円(12,230円)	第11段階	本人住民税課税者 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.00	131,520円(10,960円)
第12段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	2.25	165,105円(13,759円)	第12段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	2.25	147,960円(12,330円)
第13段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満	2.50	183,450円(15,288円)	第13段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満	2.50	164,400円(13,700円)
第14段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,400万円以上	2.75	201,795円(16,816円)	第14段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,400万円以上	2.75	180,840円(15,070円)

※1 公的年金等収入額…所得税法第35条に規定される、課税の対象となる年金の収入額です。(遺族年金・障害年金は対象になりません。)

※2 合計所得金額・・・収入から必要経費に相当する金額を控除した額です。(扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の額です。)本表内(第8期)では、本人が市民税課税で当該合計所得金額に給与所得又は年金収入に係る所得を含む場合は、当該合計所得金額から10万円を控除した額を用います。また、本人が市民税非課税で給与所得を含む場合は10万円を控除(「所得金額調整控除」の適用がある場合は、当該合計所得金額に「所得金額調整控除」を加えた上で10万円を控除)した額を用います。さらに、土地売却等に係る特別控除がある場合は、当該合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※3 年金収入に係る所得…その年中の公的年金等の収入金額から、公的年金等の控除額を控除した残額です。



第4期日野市高齢者福祉総合計画（令和3年度～令和5年度）（概要版）

令和3年3月

発行 日野市健康福祉部高齢福祉課
〒191-8686 東京都日野市神明1丁目12番地の1
電話 042-514-8495（直通） FAX 042-583-4198
日野市のホームページ <http://www.city.hino.lg.jp/>

